

令和3年3月12日

「第6期十日町市障がい福祉計画・第2期十日町市障がい児福祉計画（案）」  
に寄せられたパブリックコメントの実施結果について

市民福祉部福祉課

十日町市では、「第6期十日町市障がい福祉計画・第2期十日町市障がい児福祉計画」の策定にあたり、令和3年2月11日に計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

貴重なご意見・ご提案をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

### 1 パブリックコメントの概要

案件名	「第6期十日町市障がい福祉計画・第2期十日町市障がい児福祉計画（案）」
意見募集の期間	令和3年2月11日（木）から令和3年2月22日（月）17:00
広報方法	・市報掲載（令和3年1月10日号） ・市ホームページ掲載 ・市福祉課、各支所市民課、各公民館、情報館にて資料配布

### 2 パブリックコメントの実施結果

意見提出者数及び意見数	1人 3件（回答不要）
提出方法	郵送1件

### 3 いただいたご意見の内容（要旨）と市の考え方

ご意見の要旨	市の考え方
① P26、62、64 「自立支援協議会」は法改正により「協議会」と改正されているが、十日町市では改正しないのですか。	障害者総合支援法第89条の3では、「協議会」となっていますが、これは地域の実情に応じて定められるよう、名称を弾力化したもので、会の名称は自治体ごとに定めています。十日町市では、障害者自立支援法の時からの「自立支援協議会」の名称を踏襲しています。正式名称は「十日町市地域自立支援協議会」です。
② P30 5相談支援体制の充実・強化等 障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには・・・⇒障がいのある人が地域社会における共生を実現するためには・・・などの表現が適切ではないでしょうか。	国の基本指針にも「基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が障害の有無で分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」とありますの

	で、このままの記述とします。
③P 3、5 「自立を目指した生活を支援するため・・・」、「自立支援の観点から・・・」 以上2か所は前期計画の評価なので仕方がないが、改正法の理念からすると表現がおかしい。	P 3「自立を目指した生活を支援するため・・・」は、前期計画の評価ではなく、次期計画の理念になります。 障害者自立支援法の改正後、「自立」という文言を使用するのはおかしい、というご指摘と解釈しますと、国の基本指針にも「自立した生活を希望する者・・・」「親元からの自立等」という表現がありますので、このままの記述とします。

#### 4 結果公表場所

市ホームページ、福祉課、各支所市民課、各公民館、情報館